事前調査番号(集合)	
事前調査番号(巡回)	

業務で御使用の はかり の調査票

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するはかりは、定期検査の受検が義務づけられています。
つきましては、下記の項目の太枠内にご回答いただき、はかりの使用状況の調査にご協力下さい。

1. 貴事業所についてご記入下さい。

事業所名称		定休日	曜日
事業所住所 (通知文郵送先)		担当者 (電話番号)	(　　ー　　ー　　)
使用場所住所			

2. 該当するものに〇印を記入して下さい。

①	貴事業所に、はかりはありますか？(貸与・リースを含む)	**ある　・　ない**
②	はかりを取引・証明に使用していますか？ ※「取引・証明」については、「計量器(はかり)定期検査のお知らせ」をご参照ください。	**はい　・　いいえ**
③	ヤマト運輸から借りている はかり はありますか？	**ある　・　ない**

3. 予定の検査方法に〇印を記入して下さい。

Ａ．埼玉県または埼玉県計量協会	Ｂ．代検査(民間の検査)
埼玉県、埼玉県計量協会の検査は、***検査日や検査時間の指定はできません。***また、埼玉県の検査手数料は**当日キャッシュレス決済。**埼玉県計量協会の検査手数料は **当日現金払い**です。	代検査依頼先 【　　】 実施(予定)年月日 【　　年　月　日 】

4. はかりの詳細をご記入下さい

No	はかりの種類 ※1	合格シールの検査年数	ひょう量 (最大能力) kg	分銅おもり	台数	検定証印等の有無	検定年月	精度等級	メーカー はかりの型式	はかりの使用用途
例	電気式	なし	150ｋｇ	－	1台	(有)・無	2024.01	Ⅲ	A&D AD-6121	食材購入時の計量
例	電気式	なし	3/6ｋｇ	－	1台	(有)・無	'25.02	Ⅲ	イシダ IP-AI	食材の量り売り
例	電気式	なし	100/200ｋｇ	－	1台	(有)・無	28.05	Ⅲ	タニタ WB-260A	健康診断
例	指示はかり	2024	30ｋｇ	－	1台	(有)・無	29.08	O	ヤマト —	宅急便取次
1					台	有・無				
2					台	有・無				
3					台	有・無				
4					台	有・無				
5					台	有・無				

詳しくは、「計量器(はかり)定期検査のお知らせ」をご参照のうえ、ご記入下さい。
※1　はかりの種類　　記入例:「指示はかり」、「懸垂指示はかり」、「棒はかり」、「不等比皿はかり」、「台手動」、「電気式」など。

合格シール:
使用中のはかりが定期検査に合格すると付されるシール

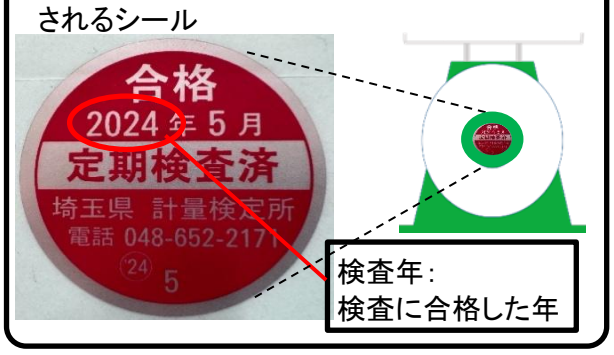

検定証印等:
はかりの製造時に国の基準に適合すると付される刻印

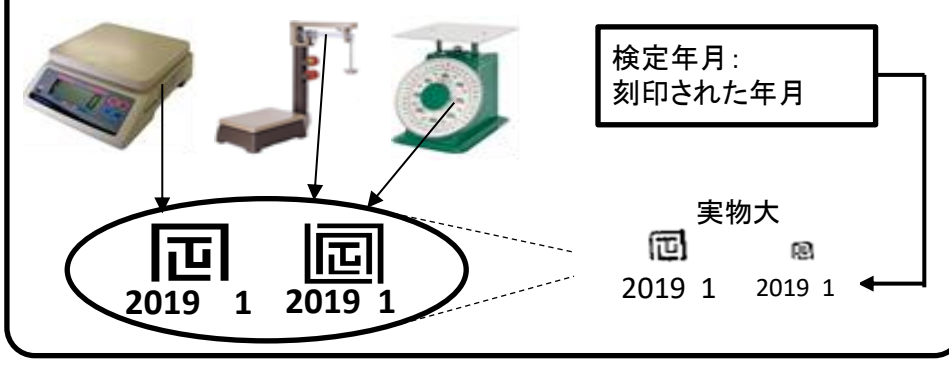

御協力ありがとうございました。御記入後は連絡先までFAXまたは電話にて連絡してください。

※埼玉県、埼玉県計量協会より問い合せ等があった場合は、御面倒をおかけしますが御協力ください。

【連絡先】
東松山市役所　環境産業部　商工観光課
電話:0493-21-1427
FAX:0493-23-7700